

# 令和 7 年度 途上国での植林活動の貢献度可視化のための支援業務 仕様書

## 1. 件名

令和 7 年度 途上国での植林活動の貢献度可視化のための支援業務

## 2. 背景・目的

温室効果ガス(GHG)排出量のネット・ゼロ、カーボンニュートラルの実現、世界的な森林減少・劣化の抑制と森林の回復に向けて、植林や森林保全によるCO<sub>2</sub>吸収機能向上への期待が高まっている。特に、途上国では、そのポテンシャルが大きいですが、公的資金のみでは不十分であり、民間企業等による民間資金の導入が期待されている。

近年、国連SDGsの考え方が民間企業等にも浸透し、従来の社会的責任(CSR)という観点のみならず、環境・社会・ガバナンス要素も考慮した投資(ESG投資)の面からも、途上国における植林活動が注目を集めている。そのような中、民間企業等の植林活動を推進していくにあたっては、その環境面(CO<sub>2</sub>吸収量、生物多様性、防災・減災効果)、及び社会面(地域住民への便益)等の貢献度(インパクト)を投資家や消費者にアピールすることが重要になってくる。

本業務では、途上国での民間企業等の植林活動による環境・社会面の貢献度を、信頼性を担保しつつ、低コストで簡易に可視化のための実証調査を支援する。

## 3. 業務内容

### (1) 植林活動の貢献度を可視化する指標(可視化指標)の選定

業務受注者による植林活動が実施されている場所を対象として、その場所で可視化したい貢献度に応じた指標(可視化指標)を選定する(各評価対象に応じた指標例は下表の通り)。

可視化指標の選定及び測定にあたっては、既存の評価手法の利用可能性を検討し、対象地の自然・社会的条件、及び植林活動の実施内容に基づき、必要に応じて改良する。

なお、植林活動の対象地、及び可視化指標の選定にあたっては、モデルケースとして他の企業等の参考になるよう、特殊な事例ではなく、なるべく他の企業に普及しやすい事例が望ましい。また、令和 7 年度は、気候変動緩和(炭素/CO<sub>2</sub>)以外の評価項目を重視する。

表：想定される評価項目、指標、並びに測定（モニタリング）・判断方法（例）

分類	評価項目		指標（例）	測定（モニタリング）・判断方法
環境面	気候変動緩和	炭素／CO <sub>2</sub>	炭素ストック／CO <sub>2</sub> 吸収量	ストック・チェンジ法／ゲイン・ロス法：面積（リモセン）や炭素ストック係数（地上プロット調査）
	生物多様性（生態系）	生物相	在来種の種数／種組成／希少種・指標種等	センサス法、絶滅危惧種等指標種の在不在
		景観構造	天然林の面積／森林構造の複雑性	GISによる景観解析・定量化
	生産持続性／環境汚染防止	土質、水質	土壌有機物・水質インデックス等	土壌調査、水質調査
	自然災害リスクの低減（適応）	山地、河川、沿岸	脆弱性低減インデックス等	インデックスの測定・評価
社会面	地域住民の福利向上	生計（収入・就業機会など）	販売・自家消費量追加的勤務日インデックス	面談、アンケート調査、チェックリスト評価を含む簡易農村調査（RRA）、参加型農村調査（PRA）等
		地域社会や先住民族の権利尊重	土地・森林へのアクセス、利用、権利の確保プロジェクトに関する意思決定への参加度	
両面	高い保護価値（HCV）	HCV 森林の保護（保護林の設定）	HCV アセスメント及び保護面積等	管理記録、リモセン及び地上調査、面談

## （２）選定した可視化指標の現地検証（実証調査）

（１）で選定した可視化指標を測定（モニタリング）するための手法（新たな技術を含む）を検討し、実際に対象地における植林活動の貢献度（インパクト）を実証する。

## （３）植林活動の貢献度を可視化する手法の作成・普及

上記（１）～（２）の結果を基にして、植林活動の貢献度を可視化するための手法に関する手順書を作成する。その際には、現地の実施体制の構築方法ならびに作成する手法にかかる労力、コスト及び時間についても分析し、費用対効果についても検討する。また、調査対象国の政府機関及び研究機関等に、その成果を紹介する。さらに、発注者が主催する日本国内におけるセミナーにおいてもその成果を紹介し、国内外での普及を図る。

## （４）中間報告スライド、及び最終報告書の作成

上記（１）～（４）の実施内容について、契約期間中に 2 回程度、中間報告としてスライド（15～20 枚程度）を作成する。さらに、2026 年 3 月 19 日までに最終報告書を提出する。なお、中間報告スライド、及び最終報告書のフォーマットは特に決めていないが、調査の背景・目的、対象地、方法、及び結果等を図表・イメージ図等を用いて分かりやすく記載する。

## 4. 業務実施期間

委託契約締結日～2026年3月19日

## 5. 成果品

### (1) 納入物品（電子データのみ提出）

- ・中間報告スライド:1部(×2回)(上記3の(4))
- ・最終報告書:1部(上記3の(4))

## 6. その他

- (1) 受託者は、基本的に、本仕様書、及び提案書に記載された内容に従って本業務を実施する。
- (2) 発注者は、本業務の進捗状況等に関して、業務の目的を達成するために必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。また、発注者は、必要に応じて、受託者の現地調査に同行し、技術的な支援・アドバイスを与えるものとし、受託者はそれらを踏まえて業務を実施する。
- (3) 本事業で設置される委員会は、本業務の進捗状況等に関して、業務の目的を達成するために必要な意見・アドバイスを与えるものとし、受託者はそれらを踏まえて業務を実施する。
- (4) 本業務の進捗状況については、上記3(5)の中間報告スライドの他にも、発注者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (5) 本業務で得られた成果は基本的に公開可とし、発注者は受注者が作成した報告スライドや報告書の中で、受注者の了解が得られた部分についてはウェブサイト等で公開してもよいものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたって、再委託を行う場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。
- (7) 受託者は、業務の目的を達成するために、本仕様書、及び提案書に記載されていない事項で必要な作業が生じたときや、本仕様書、及び提案書に疑義が生じた場合は、発注者に書面をもって協議すること。